

(児童養護施設版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称：社会福祉法人コイノニア協会 松山信望愛の家	種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 沖本 直子	定員（利用人数）：75名（63名）
所在地：松山市久万ノ台251番地1	TEL 089-924-9215

### ③実地調査日

平成21年6月26日（金）～27日（土）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

平成20年度、広汎性発達障害の児童を中心にグループケア施設「オレンジハウス」を開設し、平成21年4月には地域小規模児童養護施設の運営を開始するなど、時代のニーズに沿うべく施設運営に取り組んでいる。また、今年度から小グループ化を図り、居住スペースをF1、F2、F3に分けて各階に5名の職員を配置し、子ども達との信頼関係を深める体制での支援を始めた。それぞれの階で連携を取り合い、きめ細かな支援に努めている。

心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、被虐待児個別対応職員が配置され、より専門性の高い職員研鑽に取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

外部監査の実施については法人全体の取組みに期待したい。

中長期計画については3～5年先を見据え具体的な計画の策定が望まれる。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

入所児童一人ひとりに寄り添う信頼関係の構築と、個別支援の充実を目指して、小グループ化という新しい体制を敷きました。この体制のもと、児童を主体に職員一同共通理解を深めつつ、日々努力を重ねているところであります。

この度、第三者評価を受けまして、ご指摘いただきましたところは、検討のうえ、利用者のためによりよいサービスの向上・実現を図って参りたいと思います。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

施設の理念・基本方針が明文化され、パンフレット、ホームページ、事業計画に記載されている。職員には新任式に始まり、様々な場面で周知されている。また、利用者に対しても入所時に説明があり、特に児童に対しては書類に振り仮名を付けるなど理解しやすいよう配慮されている。

## I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-②	計画が職員や利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

中・長期展望として、主任会や職員会議において計画を策定し、法人理事会で審議のうえ承認されている。単年度事業計画においては細かく数値化されている。  
中・長期計画において具体的な事業計画の策定が望まれる。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>新年度計画の職員組織図の中で管理者の責任を明確に表示し、説明がされている。</p> <p>児童福祉等全般にわたっての情報の収集に努め、経理・栄養管理業務のソフト化等業務の改善に向けた取組みがされている。</p> <p>また、職員のスキル向上のために指導力を発揮している。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

<p>研修会、法人内運営会議等で情報を収集分析し、検討協議がされている。</p> <p>外部監査については法人内で導入の検討が進められている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	㉠・b・c
II-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>就業規則が整備され、規則に基づいた就業がされている。各月ごとに職員の希望を取り入れ、職員、児童にも無理のない勤務表が作成されている。有給休暇の消化についても可能な限り消化できる体制が組まれている。</p> <p>人事考課は職種別に基準が示され最大3次にわたって評価が実施され客観性の保持に努めている。</p> <p>福利厚生センターに加入しており、福利厚生事業にも前向きな取り組みが見受けられる。</p> <p>実習生の受け入れについては担当者が配置され、マニュアルに沿って積極的な受け入れがされている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c
II-3-(1)-③	施設として、災害に対応できる能力を有している。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>安全管理における各種マニュアルが整備され、最善の対処ができる体制で臨んでいる。</p> <p>ヒヤリハットを活用することにより事故を未然に防ぐ体制がとられている。月1回の避難訓練も実施されている。また職員は「救命救急講習」を受講するなど、緊急時の事態に備えており、災害時の食料等も備蓄されている。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	㉠・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	㉠・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㉠・b・c

所見欄

施設は地域に支えられているとの考えのもと、ボランティアを積極的に受け入れたり、夏祭り、クリスマス会に参加を呼びかけるなど、地域との関わりを大切にしている。  
関係機関はリスト化され、特に児童相談所とは密な連携がされている。その他、医療機関、大学の研究機関との連携も増えている。  
市との契約事業であるショートステイ、トワイライトステイも実施している。  
ボランティアの受け入れマニュアルに「目的」の記載が望まれる。

**評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施**

**Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス**

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2)-②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

権利擁護規程・個人情報規則・苦情対応の体制が整備され、職員にも周知徹底を図りマニュアルに沿った対応がされている。  
児童に対しては自治会、子どもの意見箱、おはなしルームなどで意向を聴取し、課題の改善に取り組んでいる。  
被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当者、苦情受付担当者が配置され、相談できる体制ができている。  
苦情に関してはホームページに掲載、公表されている。

**Ⅲ-2 サービスの質の確保**

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉠・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>松山市の福祉施設巡回支援事業による評価の分析を行うとともに取り組むべき課題を明確にし、職員共通理解のもと児童の処遇に反映されている。</p> <p>サービス実施方法の見直しについては「ケア検討の流れ」に従って定期的、緊急的に実施している。</p> <p>個人ファイル、その他の記録・書類についても適切に保管・管理されている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>ホームページ、ビデオ、パンフレット等で情報の提供がされている。</p> <p>一時保護や入所についてのマニュアルが整備され、利用者・家族に説明され同意を得ている。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
	Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>アセスメントのマニュアルが整備され、手順に沿って計画の策定を行っている。</p> <p>自立支援計画表が策定され、実施状況の評価と実施計画の見直しが組織的に実施されている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------

**A-1 利用者の尊重****1- (1) 利用者の尊重**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 施設を行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 多くの生活体験を積み重ねる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-④ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑤ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑥ 体罰を行わないよう徹底している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑦ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑨ 施設退所後の子どもに対しても支援を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>子ども達に「コイノニア生活のしおり」、愛媛児童福祉施設連合会発行の「子どもの権利条約」を配布し、施設での援助、立場について説明がなされ、子ども達の自己決定できる支援体制が整っている。</p> <p>子ども自身が生活全般において主体的な取組みができるよう自治会の開催もしている。</p> <p>体罰に関しては法人内規定が整備され、施設内のマニュアル（懲戒編）に具体的にその禁止を明記している。</p> <p>退所後のアフターケアについては限界を感じるが、個々の職員の善意による支援も大きいと思われる。</p> <p>全国児童養護施設協議会等での取組みと合わせた努力が必要と思われる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**A-2 日常生活支援サービス****2- (1) 援助の基本**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 適切な自立支援計画を策定し、必要に応じて見直しをしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	Ⓐ・b・c

所見欄

自立支援計画が個々に策定され、定期的または必要に応じて見直しがされている。  
児童を縦割り、小グループに分け、職員との触れ合いの時間を多く持つ等、信頼関係を構築し適切な支援をしている。

2-(2) 食生活

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

給食会議において食堂のテーブル配置、椅子の選択、食事の提供方法の見直しをする等、子ども達に“おいしい食事”を提供するための努力がされている。  
子ども達に「食べたい調理調査」や食に関するアンケートを行い、メニューに反映させるなどの工夫がされている。  
部活動などで帰園の遅い子ども達には保温器やレンジが準備され、適温での食事が準備されている。  
食事時間も子ども達の生活時間にあわせて柔軟に対応されている。  
食物アレルギーの子どもに対しても職員が共通理解のもと食事を提供している。

2-(3) 衣生活

	第三者評価結果
A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう援助している。	Ⓐ・b・c

所見欄

衣類の購入に関しては担当職員が一緒に出かけ、個性に合わせて選び購入している。  
特に中学生以上については、自立支援の一環として洗濯・アイロンがけ・ボタン付け等にも取り組んでいる。  
衣類の収納、整理整頓に関しても自己管理ができるよう支援されている。

2-(4) 住生活

	第三者評価結果
A-2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	Ⓐ・b・c
A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	Ⓐ・b・c

所見欄

居室の生活空間は決して広いとは言えないが、それぞれが様々な工夫のもと個々に応じた、落ち着いた空間が保たれている。  
年齢に応じて掃除の分担等が決められ、生活習慣の自立支援につなげている。

2-(5) 衛生管理、健康管理、安全管理

	第三者評価結果
A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	Ⓐ・b・c
A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

健康管理に関しては特に日々、幼児の便の状態をチェックするなどの配慮をしている。  
看護マニュアルも整備され、医療機関と連携しながら個々の健康状態を把握している。

2-(6) 問題行動に対する対応

	第三者評価結果
A-2-(6)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。	Ⓐ・b・c
A-2-(6)-② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性のある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	Ⓐ・b・c
A-2-(6)-③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	Ⓐ・b・c

所見欄

問題行動を起こす以前の問題として捉え、子どもと職員の愛着、信頼関係に意識を向けてケアにあたっている。  
投薬治療などが必要な場合は児童相談所と情報を共有しながら小児精神科医による治療も行っている。  
保護者の強引な引取に関しては児童相談所に対応を委ねている。  
危険を予感させる場合は警察の介入を依頼するようにしている。

2-(7) 自主性、自立性を尊重した日常生活

	第三者評価結果
A-2-(7)-① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(7)-② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-2-(7)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	Ⓐ・b・c
A-2-(7)-④ 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。	Ⓐ・b・c

所見欄

行事の参加については学校の部活動を最優先にし、個々の選択参加型にしている  
休日は食事時間が決められている以外、拘束はなく自由に過ごせる配慮がされている。  
小学校就学と同時に月ごとに小遣いを手渡し、年齢に応じた金銭管理能力を培っている。

2-(8) 学習支援、進路指導等

	第三者評価結果
A-2-(8)-① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(8)-② 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。	Ⓐ・b・c
A-2-(8)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
A-2-(8)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりのある心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	Ⓐ・b・c

所見欄

施設内に学習室を設け、個々に応じた学習指導がされている。  
高校進学児童は学習塾での学習、大学生ボランティアによる個別指導も行っている。  
就学前幼児に関しても施設でプログラム教材を用意し実施している。  
高校2年生からはアルバイトに取り組むこともすすめ、体験実習等の機会を設けている。  
性に関しては児童、職員を対象にした「性教育講座」を開催するなど、性についての正しい知識を学んでいる。

2-(9) メンタルヘルス

	第三者評価結果
A-2-(9)-① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

8年前より心理療法士を配置し必要なケアを行っている。

2-(10) 家族とのつながり

	第三者評価結果
A-2-(10)-① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。	Ⓐ・b・c
A-2-(10)-② 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(10)-③ 家庭復帰のための対応や里親への委託を積極的に行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所や関係機関と連携しながら早期家庭復帰、里親委託推進に取り組んでいる。  
入所児全体の四分の一が一月に最低1回、家庭外泊を実施したり、定期的に年間20日間の家庭体験をするなど積極的に家族との関係づくりを行っている。